



関西広域連合

関 広 監 第 9 号

令和 7 年 8 月 22 日

関西広域連合広域連合長 三日月 大 造 様

関西広域連合監査委員 小川 泰彦



関西広域連合監査委員 広谷 直樹



監査結果の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により、監査を執行したので、同条第 9 項に規定する監査の結果に関する報告を次のとおり提出します。

記

1 監査の概要

(1) 監査の範囲

令和 6 年度における財務に関する事務の執行及びその他の事務の執行

(2) 監査対象機関

本部事務局及び分野事務局

(3) 監査実施日

令和 7 年 7 月 29 日

(4) 監査の実施方針

財務に関する事務の執行及びその他の事務の執行が、適正かつ効率的に行なわれているかを主眼として監査した。

2 監査の結果

所管している事務全般について監査を実施したところ、地方自治法及び関連規程に基づき、概ね、適正に処理されているものと認められた。

3 意見

監査の結果、次のとおり意見を付す。

(1) 関西広域連合は設立 15 年目を迎え、この間、災害派遣やドクターへリ等の府県域を越える防災、観光・文化・スポーツ、産業、医療、環境、資格試験・免許、職員研修の各分野等の取組について、限られた予算の中で、着実に実績を積み重ねている。令和 6 年 4 月の奈良県の全部参加を一つの契機として、更なる取組の充実・強化が期待されるとともに、新たな事務の検討等についても進められているところである。

今後も広域で対応することがより効果的・効率的となる課題に対して適時適確に対応するとともに、関西広域連合の活動が住民にもしっかりと伝わるよう、より積極的・効果的な情報発信等に努め、関西広域連合の存在感がより一層高まることを期待する。

(2) 関西広域連合では、管内計 8 機のドクターへリによる一体的な運航体制を構築した上で、さらにその運航の質の向上を図ること等により、「安全・安心の 4 次医療圏“関西”」の更なる深化を目指しているところである。

しかしながら、昨年度及び今年度と立て続けてその基盤を搖るがす事案が発生していることから、委託事業者の人材をはじめとするリソースの確保等について適宜適切な要請・指導等を行うとともに、委託業務の仕様の見直しについて検討を行うこと等により、安定的なドクターへリ運航事業の構築を図られたい。

(3) 関西広域連合においては、過去の災害の教訓を踏まえ、事前防災から復旧・復興まで一連の災害対策を担い、首都機能のバックアップの観点から東京のほか関西等に拠点を有する「防災庁」の必要性等について国民的な理解を広めるための取組を実施してきたところである。

この度、国において、「防災庁を 2026 年度中に設置」し、「地方の防災拠点についても検討を進める」とこととされたことを踏まえ、国民の機運の醸成に向けた啓発活動、関係機関への働きかけ等をより効果的・積極的に実施することにより、関西への拠点設置の実現を期待する。